令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト「競技スポーツの普及・振興に関する調査研究」仕 様 書

令和4年8月10日 スポーツ庁健康スポーツ課

1 事業名

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト「競技スポーツの普及・振興に関する調査研究」

2 事業の趣旨

トップアスリート等のスポーツ選手のみならず、一般国民も競技スポーツに親しむことは、スポーツの持つ「楽しさ」や「喜び」といった価値により国民の生活が豊かになることにつながるとともに、スポーツ人口の拡大にも寄与するものであり、様々な競技スポーツの普及・振興を支援することが必要である。また、多様な主体がスポーツを楽しむためには、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画等を支援することも重要である。

第3期スポーツ基本計画においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツ実施の機運を生かしつつ、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行い、スポーツ実施率の向上を目標に掲げている。

こうしたことを踏まえ、スポーツに関わる団体等が競技スポーツの普及・振興に当たって知見や アイディアを得られ、活用できるための事例等を収集・分析するとともに、国が競技スポーツの普 及・振興施策を実施・検討するための調査研究を行う。

(参考:第3期スポーツ基本計画)

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

[今後の施策目標]

▼ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%(障害者は40%)になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと(障害者は70%程度になること)を目指す。

[具体的施策]

オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もがひとしく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動やスポーツ・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる/はぐくむ」ことができるように、必要な啓発活動や支援を行う

3 成果物

(1)調査報告書 20部(A4版)

報告書は紙媒体のほか、電子媒体 (PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。

(2)調査報告書概要 (電子媒体)

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体 (PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

(3) 広報媒体用データ (パンフレット)

広報用に事例等をまとめたパンフレットを電子媒体 (PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

4 委託契約期間

契約を締結した日~令和5年3月31日(金)

5 納入期限

令和5年3月31日(金)

6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎7号館 スポーツ庁健康スポーツ課(東館13階)

7 事業の内容

上記2の「事業の趣旨」を踏まえ、各競技スポーツにおいて取り組まれている普及・振興事例に関し、積極的に取り組んでいるスポーツに関わる団体、地方公共団体、民間事業者等へのヒアリングや情報収集を行うとともに、分析及び考察を行う。次に掲げる事項に関して、実施計画書において具体的な提案を行うこととする。

(1) ヒアリングによる調査

・競技スポーツにおいて取り組まれている普及・振興事例に関し、現地またはオンラインによりヒアリングによる調査を行い、取組をまとめる。ヒアリング事例については、例えば以下のものが挙げられるが、このほか実施計画書において具体的に提案の上、契約締結後、スポーツ庁と協議の上、決めることとする。

<例>

- ○アーバンスポーツ等の新しいスポーツの普及・振興事例
- ○誰もがひとしく参加できるよう柔軟にルールの変更を行った事例
- ○高齢者や女性等多様な主体が参加できるための工夫事例
- ○「みる」スポーツから「する」スポーツにつなげた事例
- ○デジタル技術を活用した事例

- ○身近なスポーツ機会の提供を競技実施につなげた事例
- ○元スポーツ選手を競技スポーツの普及・振興に活用した事例
- ○競技の普及・振興のためのデータの収集・要因分析や施策への反映を行っている事例
- ○ドラマ、映画、漫画、SNS、メディア等の媒体を活用した普及・振興事例
- ○「スポーツ×○○」の形で組み合わせた事例

等

・調査対象とする「団体」については、スポーツに関わる団体、地方公共団体、民間事業者等を想定し、調査対象とする団体の数は、原則30件以上とする。実施計画書において具体的に提案の上、契約締結後、スポーツ庁と協議の上、決めることとする。

(2) 文献調査

・スポーツの種目等の実態を把握するため、アーバンスポーツ等の新しいスポーツを含めた競技スポーツの種目の洗い出しや類型化、各種目の概要について、文献調査やインターネット等を用いた調査等を行い、可能な限り多くのスポーツ種目と概要を取りまとめる。

(3) 分析・考察、とりまとめ

・(1)で収集した事例に関しては、取組の工夫点や成果のポイント、今後の課題等についても 分析し、各競技スポーツが定着し、横展開が図られるよう、共通の課題の整理と解決を図る ための方策を検討する。

(4) 広報媒体の作成

- ・上記(1)(2)(3)で収集・分析した結果を広く周知するための広報ツールとして、パンフレットを作成すること。
- ・写真を積極的に活用し、必要に応じて表やグラフ等を用いて見やすく解りやすい表記を心が け、外部データを引用する場合には、出典元の許可を得て行うこと。
- ・参考情報として、文献等を活用し、競技スポーツの種目や概要をコラム的に記載すること。

8 応札者に求められる要求要件

- (1) 要求要件の概要
- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ 庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準

は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

- 1-1 調査内容の妥当性、独創性
- *1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- *1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。
- 1-2 調査方法の妥当性、独創性
- *1-2-1 調査・分析方法が妥当であること。〔分析方法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- *1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。
- 1-3 作業計画の妥当性、実現性
- *1-3-1 調査、打合せ、作業等の日程・手順などが具体的になっており、かつ無理がなく目的に沿った実現性があること。 [具体性、実現性があれば加点する。]

2 組織の経験・能力

- 2-1 組織の類似調査業務の経験
- *2-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。
- 2-2 組織の調査実施能力
- *2-2-1 事業を遂行する人員・設備が確保されていること。
 - 2-2-2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば望ましい。
- *2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
- 2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制
 - 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば望ましい。
 - 2-3-2 プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はこれらと同等の認定等を取得・保有等していれば望ましい。

|3 業務従事予定者の経験・能力|

- 3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験
- *3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の調査を実施した実績があること。〔類似調査の実績内容により加点する。〕
- 3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性
- *3-2-1 調査内容に関する幅広い知識・知見を有していること。
 - 3-2-2 調査内容に関する幅広い人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)
 - 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応札者が選択するものとする)

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。
 - ※2 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項 及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を 有しない普通法人等をいう。

9 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、 受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

10 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に 係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に 使用しないこと。

11 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載

した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- 5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- 5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1-0場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2の(留意事項)を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

12 その他

- (1) 本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ 庁と適宜協議を行うものとする。